

プレスリリース [2021年7月1日]

## 7月1日から生活困窮者自立支援金の申請受付を開始します

新型コロナウイルス感染症流行の長期化に伴い、社会福祉協議会が実施している総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

### 【対象】

社会福祉協議会が実施している総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯のうち、以下の要件を全て満たす世帯。(生活保護受給中の世帯を除く。)

- 収入要件：以下の額を超えないこと。
  - ・単身世帯 137,700円
  - ・2人世帯 194,000円
  - ・3人世帯 241,800円 ※4人世帯以上にも収入要件あり。
- 資産要件：世帯の金融資産合計額が以下の額を超えないこと。(ただし、1,000,000円以下)
  - ・単身世帯 504,000円
  - ・2人世帯 780,000円
  - ・3人世帯 1,000,000円
- 求職活動等要件：ハローワークでの相談や応募・面接等、または生活保護の申請。

### 【申請】

- 申請方法：郵送申請
  - ・郵送先：〒194-8520 町田市森野2-2-22 生活援護課自立支援金対応センター
  - ・申請書はホームページからダウンロードできます。
  - ・ダウンロードできない方は申請書を郵送しますので、コールセンターに連絡してください。
- ※町田市自立支援金コールセンター電話番号：03-6628-7266(平日8:30~17:00)
- 申請期間：7月1日(木)~8月31日(火)

### 【支給】

- 支給方法：指定された金融機関の口座へ振り込み
- 支給日：申請日の翌月に支給
- 支給期間：申請月分から最大3ヶ月間
- 支給額：単身世帯 60,000円
- 2人世帯 80,000円
- 3人世帯以上 100,000円

- 本件に関するお問い合わせ先

地域福祉部生活援護課 生活援護担当課長 小山 TEL 042-724-2135